

[事案 2020-239] 先進医療給付金支払等請求

- ・令和 3 年 3 月 30 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2020-105] [事案 2020-106] [事案 2020-159] [事案 2020-240] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

重大事由による契約解除の無効および先進医療給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和元年 10 月に、白内障により多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の手術をしたため、平成 30 年 10 月に契約した医療終身保険に付加された先進医療特約にもとづき先進医療給付金を請求したところ、重大事由により契約が解除されたが、以下等の理由により、解除を無効として先進医療給付金を支払ってほしい。

- (1) 自分は会社経営者であることから、入院時には、業務上個室に入る必要があるので、給付金日額は一定程度必要であった。
- (2) 保険会社によって保障内容や保険金請求時の対応が異なるため、危険分散の目的と、早期に加入しなければ保険料が上昇することから、短期間で複数社に加入した。
- (3) 加入している医療保険は 9 社で、合計保険料は月額約 2 万円であるが、自分の月収などからすれば過大ではない。先進医療特約の保険料はいずれも月額数百円程度なので、お守り代わりにすべての医療保険に付帯した。
- (4) 重複加入・保険金過大の基準が明らかでなく、一般消費者には判断できない。約款上どの部分に違反するのか明示することなく、直接の対話もなしに、一方的に解除された。
- (5) 申込前に眼疾歴はなく、今般罹患した白内障等は、申込時に自覚症状もなく加入後発病であるため、「保険制度の目的に反する」おそれの根拠を欠く。

<保険会社の主張>

本件先進医療特約および他社先進医療特約が、いずれも技術料相当額の実費保障を内容とするに鑑みると、申立人の加入状況は「著しく過大」と言わざるを得ず、これらが短期集中加入によること等にも照らすと、約款上の「保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合」に該当し、解除は有効であることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の無効および先進医療給付金の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。